

屋外広告業に係る行政処分等の措置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号。以下「条例」という。)第4章に定める屋外広告業規制に違反する者に対して行政処分等の措置を行うために必要な基準及び手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、登録業者とは、屋外広告物法(昭和24年法律189号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する屋外広告業を営む者若しくは営もうとする者で条例第20条による知事の登録を受けた者をいう。

2 この要領において、行政処分等の措置の種類とその意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 行政処分

ア) 措置命令 条例第15条第1項の規定により、条例第3条第1項、第4条、第5条第1項若しくは第2項、第8条、第13条又は第14条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な措置を命ずることをいう。

イ) 営業停止命令 条例第33条第1項の規定により、登録業者に対して期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。

ウ) 登録の取消し 条例第33条第1項の規定により、登録業者の登録を取り消すことをいう。

(2) 刑事告発 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により、登録業者又は無登録業者に対して罰則適用する旨を告発することをいう。

(行政処分等の措置の基準)

第3条 行政処分等の措置の基準は別表のとおりとする。

(行政処分に係る意見陳述の方法)

第4条 行政処分をしようとする場合には、次の各号に定める意見陳述のための手続を執るものとする。

(1) 措置命令又は営業停止命令を行うときは、弁明の機会を付与する。

(2) 登録の取消しを行うときは、聴聞を行う。

(行政処分に係る弁明の機会の付与)

第5条 弁明の機会の付与は、愛知県行政手続条例(平成7年条例第28号)の規定に基づき、弁明の機会の付与通知書(別記様式1)を送付して行う。弁明書(別記様式第2)の提出期限は、発送の日から2週間後とする。

(行政処分に係る聴聞)

第6条 聴聞は愛知県行政手続条例及び愛知県聴聞手続規則(平成6年愛知県規則第84号)の規定に従って行う。

(行政処分の決定)

第7条 行政処分の決定に当たっては、愛知県行政手続条例の規定に基づく聴聞調書、聴聞報告書及び弁明書の内容を十分に考慮するものとする。

(行政処分に係る当事者への通知)

第8条 行政処分をすることを決定したときは、次の各号のいずれかの通知書により通知する。

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 措置命令 | 措置命令書(別記様式第3) |
| (2) 営業停止命令 | 営業停止命令書(別記様式第4) |
| (3) 登録の取消し | 登録取消通知書(別記様式第5) |

(監督処分簿への登載)

第9条 行政処分等の措置をしたときは、条例第34条第2項の規定により、屋外広告業者監督処分簿(別記様式6)に当該措置の年月日、内容等を登載するものとする。

(特例登録規定を設けた市等の特例)

第10条 登録業者が愛知県内の特例登録規定を設けた市又は法第28条に基づき屋外広告物法に基づく条例を制定した市町村の区域内において当該市町村が定める屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反することにより登録の取消し事由が発生した場合は、愛知県は、愛知県屋外広告物条例第33条第1項第4号の規定に基づき、この要領の規定を適用して登録の取消しを行う。

(複数の違反行為の特例)

第11条 条例及びこれに基づく処分に違反する行為が複数である場合、不利益処分は次の各号のとおりとする。

- 一つの違反行為に対する不利益処分が登録の取消処分であるとき

他の処分は行わない。

- 二 複数の違反行為に対する不利益処分がいずれも営業停止処分であるとき別表 1 の処分等の内容の期間を合算する。ただし、合算した結果、6 月を超えるときは、6 月とする。

附則 この要領は、平成 21 年 1 月 9 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(別表)

	違反の態様	処分内容	(参考) 罰則
屋 外	条例第 3 条第 1 項 [禁止地域等]、第 4 条 [禁止物件] 又は第 5 条第 1 項若しくは第 2 項 [許可地域等] の規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置したとき。	相当の期限を定めて文書による是正勧告を行った後、措置命令	30 万円以下の罰金
広 告 物 規 制 違 反	条例第 15 条第 1 項 [措置命令] の規定による知事の命令に違反したとき。	是正期限後相当の期間が経過しても是正されない場合は、登録の取消し又は 6 月以内の期間を定め、営業の全部又は一部の停止命令 登録の取消し又は営業の停止命令後もなお是正が見込めないときは刑事告発	50 万円以下の罰金
	条例第 17 条第 1 項 [広告物の存する土地等への立入検査等] の規定に反し、検査拒否・虚偽報告等を行ったとき。	2 月以内の期間を定め、営業の全部又は一部の停止命令	20 万円以下の罰金

	違反の態様	処分内容	(参考) 罰則
屋 外 広 告 業	条例第20条第1項又は第3項〔屋外広告業の登録〕の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだとき。	悪質な場合は刑事告発	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	不正の手段により条例第20条第1項又は第3項の登録〔屋外広告業の登録〕を受けたとき。	登録の取消し	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	条例第33条第1項〔登録の取消し等〕の規定による営業の停止の命令に違反したとき。	登録の取消し	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	条例第23条第1項第2号又は第4号から第7号まで〔登録の拒否条項〕のいずれかに該当することとなったとき。	登録の取消し	なし
規 制 違 反	条例第24条第1項〔登録事項の変更の届出〕の規定による届出をせず(ただし、軽度の遅延を除く。)、又は虚偽の届出をしたとき。	3月以内の期間を定め、営業の全部又は一部の停止命令	30万円以下の罰金
	条例第29条第1項〔業務主任者の設置〕の規定に違反して業務主任者を選任しなかったとき。	3月以内の期間を定め、営業の全部又は一部の停止命令	30万円以下の罰金
	第35条第1項〔営業所への立入検査等〕の規定に反し、検査拒否・虚偽報告等を行ったとき。	2月以内の期間を定め、営業の全部又は一部の停止命令	20万円以下の罰金

様式第 1

第 号
年 月 日

弁 明 の 機 会 の 付 与 通 知 書

様

愛 知 県 知 事 印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分について、弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

件 名	
予定される不利益処分等の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分等の原因となる事実	
弁明書の提出期限	年 月 日 時 分
弁明書の提出場所	
弁明の機会の付与に関する事務を所掌する組織	名 称
	所在地

[弁明の機会の付与に際しての留意事項]

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたに代わって弁明を行う代理人を選任することもできますので、その場合は弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書（様式第 1 - 2）を提出してください。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 - 2

代理人資格証明書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所

氏名

年 月 日付け第 号の弁明の機会の付与通知書に係る弁明の機会の付与について、私は下記の者を代理人として選任し、弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任します。

記

件 名	
当 事 者 と の 関 係	
住 所	
氏 名	
連 絡 先	電話番号 ()

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2

<p>弁 明 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>愛知県知事 殿</p>	
<p>住所</p>	
<p>氏名</p>	
<p>このことについては、下記のとおりです。</p>	
<p>記</p>	
<p>件 名</p>	
<p>弁 明 の 内 容</p>	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 必要に応じて証拠書類を提出することができる。

第 号
年 月 日

殿

愛 知 県 知 事 印

措 置 命 令 書

愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり屋外広告物の〇〇を命じます。

記

- 1 設置場所
- 2 種 類
- 3 表示内容
- 4 〇〇期限
- 5 理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

第 号
年 月 日

殿

愛 知 県 知 事 印

営 業 停 止 命 令 書

愛知県屋外広告物条例(昭和39年第56号愛知県条例)条例第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり営業の停止を命じます。

記

- 1 停止を命じる事項
- 2 停止の期間
- 3 停止を命じる理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

第 号
年 月 日

殿

愛 知 県 知 事 印

屋 外 広 告 業 の 登 録 の 取 消 に つ い て (通 知)

愛知県屋外広告物条例(昭和39年第56号愛知県条例)条例第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり屋外広告業の登録を取り消します。

記

1 登録を取り消す業者

- (1) 登録番号
- (2) 住 所
- (3) 氏 名

(法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

2 取消年月日

3 取消理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)

様式第 6

屋外広告業者監督処分簿			
処分を受けた屋外広告業者について	登録番号		愛知県知事（登一 ）第 号
	氏名又は名称 (法人の場合その代表者の氏名)		
	営業所	名称	
		所在地	
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	
業務主任者の氏名			
処分年月日			
処分の内容			
処分の原因となった事実			
過去に受けた処分及び処罰			
その他必要な事項			